

化学物質に関する法改正の動き

一般社団法人 日本試薬協会 安全性検討委員会
(執筆担当：東京化成工業株式会社 荻野 忠芳)

化学物質に関する法律で令和元年12月から令和2年4月までに改正等のあったものの概要を紹介致します。これらは、概要のため、すべての内容は網羅されていません。詳細は、必ず官報又は当該法律を所管する省庁のホームページ等でご確認下さい。

1. 労働安全衛生法 関係

1) 新規化学物質の名称の公表

厚生労働省告示第206号(令和元年12月27日付)により、法第57条の4第3項の規定に基づき新規化学物質の名称が、新たに172件公表されました。

(通し番号：28039～28210)

【厚生労働省ホームページ：

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H191227K0020.pdf>】

2) 「有害物ばく露作業報告」対象物の見直し

厚生労働省告示第191号(令和元年12月5日付)により、「有害物ばく露作業報告」(労働安全衛生規則第95条の6)の対象物が見直されました。

・見直し後の対象物：

- ①アスファルト(コード243)
- ②エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル(別名ブチルセロソルブ)(コード244)
- ③オルトクレゾール(コード245)
- ④シクロヘキサノン(コード246)

⑤1,1-ジクロロエチレン(コード247)

⑥フルフラール(コード248)

⑦メチルターシャリーブチルエーテル(別名MTBE)(コード249)

⑧モリブデン化合物(三酸化モリブデンに限る。)(コード250)(新設)

※いずれも含有量が0.1重量%未満である物を除く。

・対象期間：令和2年1月1日～12月31日

・報告書提出期間：令和3年1月1日～3月31日
事業者は対象期間中に一の事業所において製造し、又は取り扱った対象物の量が500キログラム以上となったときは、報告書提出期間に所轄労働基準監督署長に安衛則様式第21号の7による報告書を提出する必要があります。

【安全衛生情報センターホームページ：

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-315-1-0.htm>】

3) がん原性指针对象物質の追加

厚生労働省告示第36号(令和2年2月7日付)により、労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質として、以下の2物質が追加されました。

- ①アクリル酸メチル
- ②アクロレイン

【経済産業省ホームページ：

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H200207K0010.pdf>】

4) 特定化学物質の追加

政令第148号(令和2年4月22日付)により、特定化学物質(第2類物質)に、「溶接ヒューム」が追加されるとともに、「マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)」の「(塩基性酸化マンガンを除く。)」が削除されました。この結果、溶接ヒューム及び塩基性酸化マンガンに係る作業又は業務について、新たに作業主任者の選任(法第14条関係)、作業環境測定の実施(法第65条関係。塩基性酸化マンガンに係る業務に限る。)及び有害な業務に現に従事する労働者に対する健康診断の実施(法第66条第2項前段関係)が必要となりました。

(施行期日：令和3年4月1日)

【厚生労働省ホームページ：

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T200424K0010.pdf>】

2. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)関係

1) 優先評価化学物質の指定の取り消し

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第3号(令和2年3月31日付)により、以下の3物質の優先評価化学物質の指定が取り消されました。

① ピリジン-トリフェニルボラン(1/1)

(5)-6268 (通し番号：83)

② *N,N'*-ジメチルプロパン-1,3-ジイルジアミン

(2)-158 (通し番号：99)

③ *N,N'*-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガ ン(別名 マンネブ)

(2)-1841 (通し番号：181)

2) 優先評価化学物質の指定

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第4号(令和2年4月1日付)により、以下の6物質が優先評価化学物質に指定されました。

① シアン化水素

(1)-138 (通し番号：252)

② フタル酸ジエチル

(3)-1301 (通し番号：253)

③ 5-クロロ-2-(4-クロロフェノキシ)フェノール

(3)-4387 (通し番号：254)

④ 4,4'-ジアミノ-3,3'-ジクロロジフェニルメ タン(別名 4,4'-メチレンビス(2-クロロアニ リン))

(4)-95, (4)-96, (4)-275 (通し番号：255)

⑤ ビシクロ[2.2.1]ヘプタン-2,5(又は2,6)-ジ イル=ジシアニドの混合物

(4)-1715 (通し番号：256)

⑥ ポリ(アザンジールカルボノイミドイルアザ ンジールカルボノイミドイルアザンジールヘ キサ-1,6-ジイル)のカチオン(窒素原子に プロトンが付加することにより生成したもの に限る。)の塩※

※整理番号(7)-1729「ポリヘキサメチレンビグ
アニジン」の窒素原子にプロトンが付加する
ことにより生成したカチオンの塩を示す。(通
し番号：257)

【経済産業省ホームページ：

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/pacs_announcement.html】

3. 医薬品医療機器等法 関係

1) 「指定薬物」の指定(その1)

厚生労働省令第81号(令和元年12月17日付)により、以下の3物質が「指定薬物」として指定されました。

① 3-[1-(エチルアミノ)シクロヘキシル]フェ ノール及びその塩類

② 2-(ブチルアミノ)-1-(4-クロロフェニル)プ ロパン-1-オン及びその塩類

③ メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-イ ンドール-3-カルボキサミド]-3-フェニルブ ロパノアート及びその塩類

(施行日：令和元年12月27日)

【厚生労働省ホームページ：

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212475_00013.html】

2) 「指定薬物」の指定(その2)

厚生労働省令第19号(令和2年2月28日付)により、以下の7物質が「指定薬物」として指定されました。

- ①4-アセチル-N,N-ジエチル-7-メチル-4,6,6a,7,8,9-ヘキサヒドロインドロ[4,3-fg]キノリン-9-カルボキサミド及びその塩類
- ②7-アリル-N,N-ジエチル-4,6,6a,7,8,9-ヘキサヒドロインドロ[4,3-fg]キノリン-9-カルボキサミド及びその塩類
- ③N,N-ジエチル-7-エチル-4,6,6a,7,8,9-ヘキサヒドロインドロ[4,3-fg]キノリン-9-カルボキサミド及びその塩類
- ④(E)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルブタ-2-エナミド及びその塩類
- ⑤N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルペンタンアミド及びその塩類
- ⑥2-(ブチルアミノ)-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)ペンタン-1-オン及びその塩類
- ⑦メチル=2-[1-(4-フルオロブチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート及びその塩類

(施行日：令和2年3月9日)

【厚生労働省ホームページ：

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212475_00014.html】

4. 麻薬及び向精神薬取締法 関係

令和元年政令第191号(令和元年12月18日付)により、以下の1物質が向精神薬(第三種向精神薬)として指定されました。

- ①メチル=3-[(4S)-8-ブロモ-1-メチル-6-ピリジン-2-4H-イミダゾ[1,2-a][1,4]ベンゾジアゼピン-4-イル]プロパノエイト(別名レミマゾラム)及びその塩類

(施行日：令和2年1月17日)

【厚生労働省ホームページ：

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000136558_00001.html】

5. 悪臭防止法 関係

1) 特定悪臭物質の測定方法の改正

環境省告示第8号(令和2年1月23日付)により、イソブタノール、酢酸メチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン及びスチレンの6物質について、敷地境界線における濃度及び流量の測定方法の一部が改められました。

(施行日：令和2年2月1日)

【環境省ホームページ：

<https://www.env.go.jp/hourei/add/j006.pdf>】